

中津市こども計画 概要版



1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

国は、令和5年4月に、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設するとともに、「こども基本法」が新たに施行され、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずることや、「市町村こども計画」の策定を求めています。

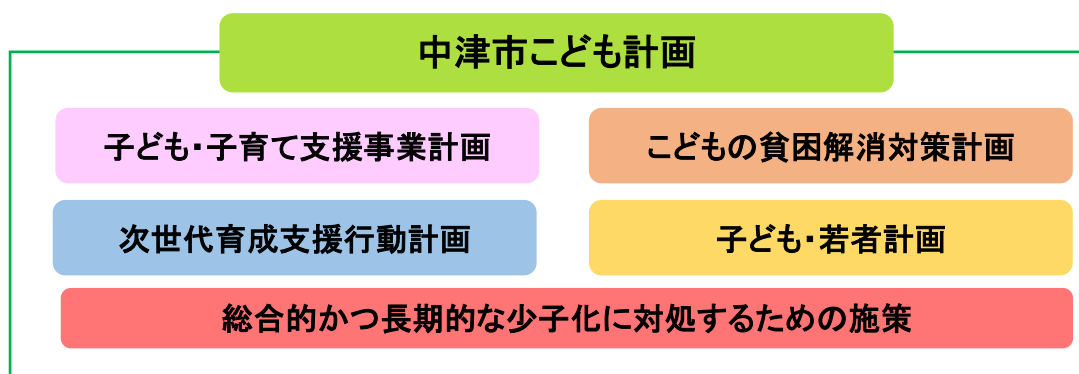
中津市では、令和2年3月に「第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画」を策定し、チャイルド・ファーストの視点を第一に、こどもを産み育てやすい「みんなが子育てしたくなるまちづくり」をこれまで推進してきました。

今回、第2期計画期間が令和6年度で満了を迎えることから、国の動向や中津市の実情を踏まえ、「第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画」に「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「子ども・若者計画」を包含した「中津市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の性格

本計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして策定しました。

- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困解消対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策



(3) 計画期間

本計画の期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、計画と実績の乖離の状況等を注視しながら、必要に応じて、中間年度（令和9年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

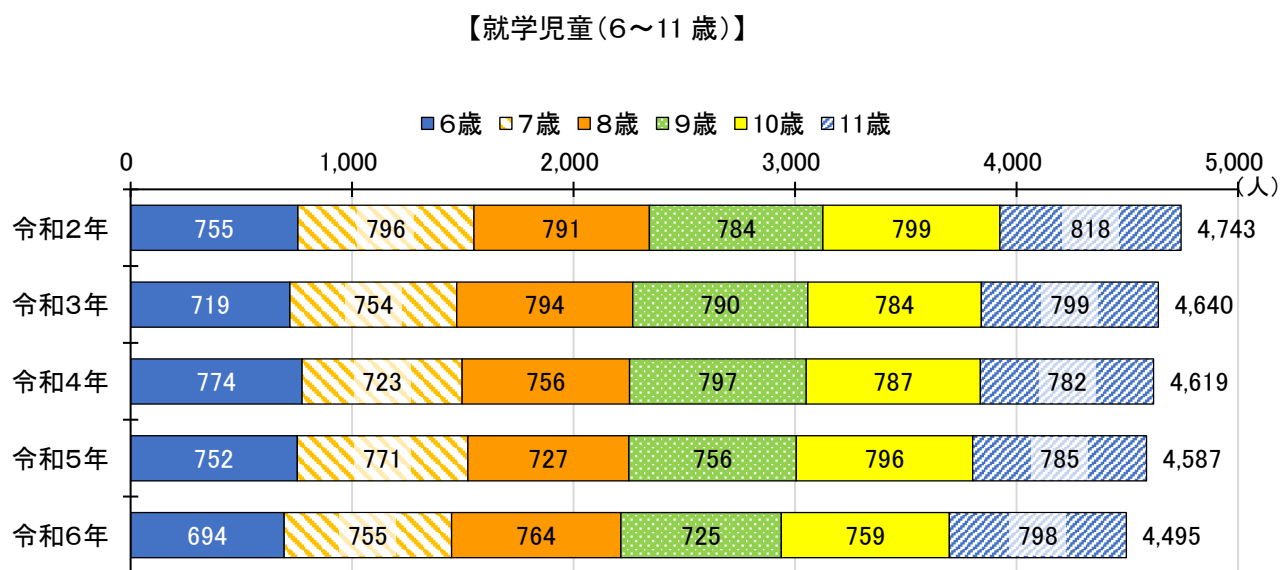
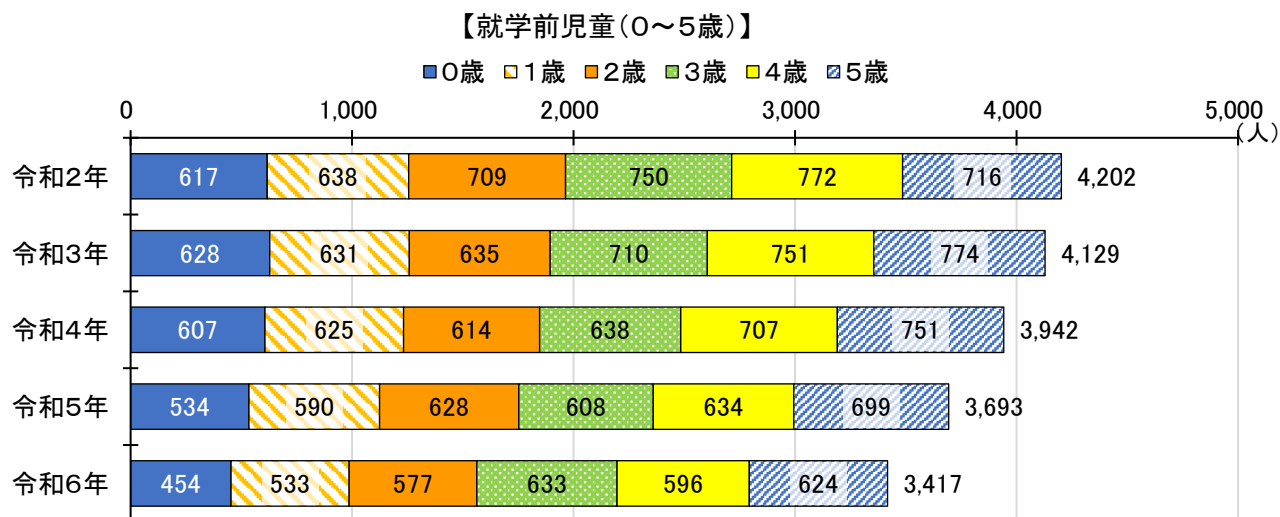
2 中津市の子育てを取り巻く環境

(1) 児童人口の推移

中津市全体の0歳から11歳の児童人口は、令和2年の8,945人から令和6年には7,912人と、1,033人減少しており、減少率は11.5%となっています。

就学児童（6～11歳）の経年による減少の様子と、就学前児童（0～5歳）の経年による減少の様子が違うことから、近年特に出生するこどもの数の減少が進んでいることがうかがえます。

児童人口の推移(中津市全体)



資料: 中津市住民基本台帳(各年4月1日時点)



3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画では、こども基本法に規定される「市町村こども計画」として策定するにあたり、これまでの中津市における取組に、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重する視点」を新たに加え、常にこどもの最善の利益を追求するまち「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

また、第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」においては、将来都市像として【暮らし満足No.1のまち「中津」】が掲げられており、こどもも大人も共に暮らしやすいまちづくりを目指していることから、本計画における基本理念を次のとおりとします。

こどもまんなか住み良いなかつ

～すべてのこどもが健やかで輝きに満ち、未来を彩るまち～



(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標に基づき、各種施策を展開していきます。

①こども・若者の社会参画・意見反映

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、生まれながらにして権利の主体、かつ大人と同じく権利が尊重されるべき存在であるとの認識のもと、社会参画や意見反映の機会を設け、こども・若者の意見等を中津市の施策に反映させることにより、こどもの最善の利益を追求する「こどもまんなか社会」のまちを目指します。

②ライフステージを通じた重要な支援施策

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、こども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通じた縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

③ライフステージ別の重要な支援施策

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

④子育て当事者への支援に関する重要な支援施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちを目指します。

4 施策の展開

基本目標① こども・若者の社会参画・意見反映

基本施策 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有及び意見反映

施策 No.1-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有及び意見反映

基本目標② ライフステージを通じた重要な支援施策

基本施策 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

施策 No.2-1 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

施策 No.2-2 こども・若者が活躍できる機会づくり

基本施策 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

施策 No.3-1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

基本施策 4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

施策 No.4-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

基本施策 5 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援を含めた社会的養育の確立

施策 No.5-1 児童虐待防止対策等の更なる強化及び社会的養育の確立

施策 No.5-2 ヤングケアラーへの支援

基本施策 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施策 No.6-1 こども・若者の自殺対策

施策 No.6-2 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

施策 No.6-3 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備（「こども・若者の性犯罪・性暴力対策」を含む）

基本目標③ ライフステージ別の重要な支援施策

基本施策 7 こどもの誕生前から幼児期まで

施策 No.7-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

施策 No.7-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実



基本目標③ ライフステージ別の重要な支援施策

基本施策8 学童期・思春期

施策 No.8-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

施策 No.8-2 居場所づくり

施策 No.8-3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

施策 No.8-4 いじめ防止

施策 No.8-5 不登校のこどもへの支援

基本施策9 青年期

施策 No.9-1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

施策 No.9-2 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実や情報提供

基本目標④ 子育て当事者への支援に関する重要な施策

基本施策10 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策 No.10-1 妊娠期から中等教育段階まで切れ目のない負担軽減

基本施策11 地域子育て支援、家庭教育支援

施策 No.11-1 ICT を活用したプッシュ型の情報提供や申請手続き等の簡素化

施策 No.11-2 一時預かり等の利用の促進

施策 No.11-3 家庭教育支援及び地域子育て支援の推進

基本施策12 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

施策 No.12-1 働き方改革の推進、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現

基本施策13 ひとり親家庭への支援

施策 No.13-1 経済的支援

施策 No.13-2 相談支援



5 子ども・子育て支援事業計画

(1) 中津市の教育・保育提供区域の設定について

事業ごとの「区域設定」について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の保育・教育の利用状況、施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、「保育・教育の事業の実施区域」及び「放課後児童健全育成事業の実施区域」は、「中津・三光地域」と「本耶馬溪・耶馬溪・山国地域」の2区域とし、放課後児童健全育成事業を除く「地域子ども・子育て支援事業の実施区域」については「中津市全域」の1区域と設定しました。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み並びに確保方策(中津市全域)

市町村は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めなければいけません。

市内に居住することにもついて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園等)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【保育の必要性の認定区分】

- ◆1号認定3～5歳 幼児期の学校教育（法第19条第1項第1号に該当：教育標準時間認定）
- ◆2号認定3～5歳 保育の必要性あり（法第19条第1項第2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- ◆3号認定0～2歳 保育の必要性あり（法第19条第1項第3号に該当：満3歳未満・保育認定）

※ここでの「法」とは「子ども・子育て支援法」のことをいう。

幼児期の学校教育・保育の量の見込み・確保方策

単位：人

1号認定（教育ニーズ）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	505	484	416	389	374
B 確保方策（定員数）	810	810	810	810	810
C 量の見込み差（B-A）	305	326	394	421	436
2号認定（保育ニーズ）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1,331	1,276	1,152	1,077	1,037
B 確保方策（定員数）	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385
C 量の見込み差（B-A）	54	109	233	308	348
3号認定（0歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	141	140	138	136	134
B 確保方策（定員数）	322	322	322	322	322
C 量の見込み差（B-A）	181	182	184	186	188
3号認定（1・2歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	817	777	805	801	794
B 確保方策（定員数）	990	990	990	990	990
C 量の見込み差（B-A）	173	213	185	189	196

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。
全ての事業で需要を上回る量の提供を予定しています。

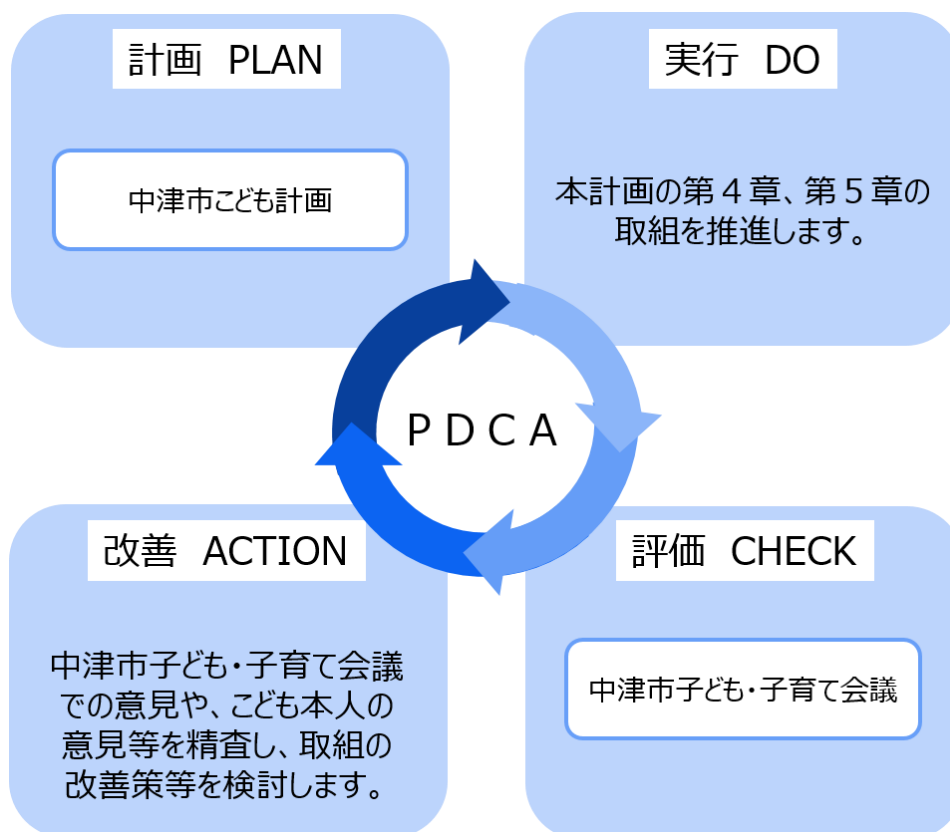
事業名	事業の内容	計画終了年度(令和11年度)	
		量の見込み	確保方策
利用者支援事業	教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う事業です。	2箇所	2箇所
妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して面談等を実施し、情報提供や必要な支援につなげる事業です。	1,386回	1,386回
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターにおいて、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。	51,036人回	51,036人回
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図ることを目的とする妊婦に対する健康診査で、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査や保健指導を実施する事業です。	5,082回	5,082回
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児不安等の悩みの傾聴や情報提供を行うとともに、提供サービスの検討や関係機関との連絡調整を行う事業です。	462回	462回
産後ケア事業	退院直後から1年未満の母子に対して、心身のケアや育児等のサポート等を行う事業です。	249人日	249人日
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	665回	665回
子育て短期支援事業	保護者の病気や育児疲れ等によりこども養育ができない場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業です。	278日	278日
子育て援助活動支援事業	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎などについて連絡・調整を行う事業です。	250日	250日
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	81,610人回	81,610人回
在園児対応型		80,308人回	80,308人回
在園児対応型以外		1,302人回	1,302人回
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の就労にかかわらず0歳から2歳までの未就園児が保育施設に通える事業です。	12人日	12人日
延長保育事業	保育園(所)、認定こども園において、通常保育時間を超え、延長して保育を行う事業です。	562人	562人
病児・病後児保育事業	病気により登園できないこどもや病気の回復途中のこども等を、病院・保育園(所)等に付設の専用スペース等で、看護師と保育士が一時的に保育する事業です。	1,691人日	1,691人日
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対して学校の余裕教室などで、放課後や長期休業期間中に、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業です。	905人	905人
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。	120回	120回

6 計画の推進に向けて

(1) 推進体制及び進行管理

本計画に基づく各種施策については、福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり・生涯学習など、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進するとともに、市民、学識経験者、関係団体及び事業者の推薦を受けた者からなる「中津市子ども・子育て会議」において、計画の進捗管理や評価を行います。

また、法律等に基づく制度改正やその他広域的な対応が必要な場合は国・県などとの連携を深め計画を推進していきます。



(2) 当事者からの意見聴取

こども基本法第11条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じて、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとしてされています。

中津市では、「中津市 こども・若者会議」を定期的を開催し、こども本人からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っていきます。

中津市こども計画(令和7年3月)

編集・発行 中津市 健康福祉部 子育て支援課
〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3
Tel : 0979-33-7026 Fax : 0979-24-7522
E-mail: kosodate@city.nakatsu.lg.jp

